

第1回 地方消費税に関する検討会

議事次第

〔平成29年4月25日(火)
10:00～11:30
合同庁舎2号館7階 省議室〕

- 1 開会
- 2 原田副大臣挨拶
- 3 富樫政務官挨拶
- 4 座長挨拶
- 5 検討会構成員紹介
- 6 議題
 - (1) 地方消費税の清算基準について
(制度概要、最近の動向等)
 - (2) 自由討議
- 7 閉会

配布資料

- (資料1) 「地方消費税に関する検討会」開催要綱
- (資料2) 地方消費税の清算基準の概要
- (資料3) 地方消費税の清算基準に関する最近の動向
- (資料4) 地方消費税の清算基準に関する論点
- (資料5) 地方消費税に関する検討会のスケジュール
(参考資料)

「地方消費税に関する検討会」開催要綱

1. 趣 旨

与党税制改正大綱における記述を踏まえ、地方財政審議会に「地方消費税に関する検討会」を設置し、地方消費税の清算基準等について検討を進める。

2. 名 称

本検討会は、「地方消費税に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

3. 構 成

- (1) 関連する分野の学識経験者として、別紙に掲げる地方財政審議会特別委員(地方財政審議会令第2条第2項に基づき総務大臣が任命)を検討会の構成員とする。
- (2) (1)の者に加え、地方財政審議会委員及び別紙に掲げる地方公共団体関係者をもって、検討会を構成する。

4. 運 営

- (1) 検討会に座長を置き、地方財政審議会会長があらかじめ座長を選任する。
- (2) 検討会は、座長が運営する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 検討会の会議は、原則として公開しないが、会議終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに会議の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

地方消費税に関する検討会

(敬称略)

(地方財政審議会委員)

堀 場 勇 夫 会長
植 木 利 幸
鎌 田 司
中 村 玲 子
宗 田 友 子

(地方財政審議会特別委員)

上 村 敏 之 関西学院大学学長補佐・経済学部教授
関 口 智 立教大学経済学部教授
辻 琢 也 一橋大学理事・副学長
中 里 透 上智大学経済学部准教授
林 正 義 東京大学大学院経済学研究科教授
◎持 田 信 樹 東京大学大学院経済学研究科・研究科長/経済学部長
望 月 正 光 関東学院大学経済学部教授
吉 村 政 穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

(地方公共団体関係者)

石 井 隆 一 富山県知事 (全国知事会地方税財政常任委員会委員長)
高 橋 正 樹 富山県高岡市長 (全国市長会都市税制調査委員会委員長)
山 崎 親 男 岡山県鏡野町長 (全国町村会財政委員会委員長)

◎ = 座長

地方消費税の清算基準の概要

平成29年4月25日

地方消費税の概要

項目	内容	
1. 課税主体	都道府県	
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者	
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付	
4. 課税標準	消費税額	
5. 税率	現行 : 63分の17(消費税率換算 1.7%) 国の消費税とあわせて 8%	
	平成31年10月～ : 78分の22(消費税率換算 2.2%) 10% 「<軽減税率対象> 78分の22(消費税率換算 1.76%) 軽減税率 8%	
6. 税収	49,742億円(平成27年度決算額) ※平成29年度地方財政計画額 : 45,993億円	
7. 使途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げのみ) 国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間で清算	
8. 清算	指 標	
	①「小売年間販売額(商業統計)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額	ウェイト(H29～) 75%
	③「人口(国勢調査)」	17.5%
	④「従業者数(経済センサス基礎調査)」	7.5%
9. 交付金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付	
9. 交付基準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査) 1 : 1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)	
10. 沿革	平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ 税率78分の22(消費税率換算2.2%)への引上げ時期については、平成27年10月から平成29年4月、更に 平成31年10月へと延期されている	

地方消費税創設までの経緯

昭和52年度～

一般消費税構想

「今後の税制のあり方についての答申」(政府税制調査会、昭和52年10月)(抄)

このように所得税及び個人住民税の負担増加を求めるとすれば、今後一般的な税負担の増加を求めめる方策としては、最終的には、広く一般的に消費支出に負担を求め新税を導入することを考えざるを得ないと判断される。

(略)一般消費税の導入について、今後さらに具体的な検討を積極的に進めることが必要であり、政府としてもその導入について国民に十分な理解を求めめるため格段の努力を払うべき段階に至っていると考える。

「昭和54年度の税制改正に関する答申(一般消費税大綱)」(政府税制調査会、昭和53年12月)(抄)
新税のうち地方団体へ配分される額の一部を新たに設ける地方消費税(道府県税、仮称)とする。

地方消費税の課税標準は、納税者の便宜を考慮し、一般消費税(国税)の税額とする。

昭和54年10月 衆議院議員選挙

昭和61年度～

売上税構想

「昭和62年度の税制改正に関する答申」(政府税制調査会、昭和61年12月)(抄)

新しいタイプの間接税として具体的にどのような類型を採用することが適当かについては、幅広い観点から検討した結果、抜本答申でとりあげられた三類型のうち産業経済に中立的で制度として最も優れている日本型付加価値税を基礎とし、我が国の取引慣行等になじむよう工夫した簡素な前段階税額控除方式(税額票による)を採用した売上税を導入し、昭和63年1月1日から実施することが適当であると考える。

(略)売上税への吸収の結果生ずる地方間接税の減収を含め、税制改革における個人所得課税等の減税による地方税及び地方交付税の減収を補てんするため、売上税の収入額の一定割合を人口等一定の基準により都道府県及び市町村に対し譲与するとともに、売上税を地方交付税の対象税目とすることが適当である。

昭和62年5月 税制改革法案 廃案

「税制改革についての中間答申」(政府税制調査会、昭和63年4月)(抄)

個別間接税の課税品目の拡大や単段階課税の導入にはそれぞれ問題があるとの結論に至り、結局、望ましい間接税のあり方としては、多段階課税、即ち、事業者による財貨の販売やサービスの提供の各段階の売上げに対して課税を行い、各事業者がその税額を財貨・サービスの価格に上乘せすることとし、最終的には消費者に負担を求めるといふ方式が適当であると考えたところである。(略)新消費税の導入に当たっては、(略)当調査会の答申の経緯等を踏まえ、その一部を地方財源として配分することが適当であるとす意見があった。しかし、新消費税の一部を地方の間接税とすることは、制度の簡素化の要請、納税者等の事務負担の問題等があるので適当ではないとす意見が多かった。したがって、新消費税の地方団体への配分は、他の方法によって行うことが適当である。

昭和63年12月 税制改革関連法案 成立

平成5年度～

地方消費税の導入(平成9年4月施行)

「今後の税制のあり方についての答申」(政府税制調査会、平成5年11月)(抄)

地方消費税を含めた地方税源の問題は、(略)今後、消費税のあり方の見直しと平行し、検討を加えることが必要であると考えられる。「地方税源問題についての検討結果」(政府税制調査会地方税財源問題ワーキング・グループ、平成6年5月)(抄)

地方消費税については、課税標準等を国と同一とするとともに、分割事業者については、本店所在の都道府県に一括申告納付することを認めるなどの簡素化により、納税義務者の事務負担の軽減を図る。また、従来課題とされた国境税調整の精算のためのシステムを構築し、技術的問題点の解決を図る。

「新しい連立政権の樹立に関する合意事項」(自民党、日本社会党、新党さきがけ、平成6年6月)(抄)

現行消費税の改廃を含む総合的改革案を提示し、国民の理解を得て、今年中に関連法案を成立させるよう努力する。併せて、地方自治体の自主税財源を新たに確保し、福祉充実の政策を推進する。

内閣官房長官、大蔵大臣、自治大臣合意(平成6年9月)(抄)

- ・地方分権の推進、地域福祉の充実のため、地方税源の充実を図ることとし、現行の消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求め「地方消費税」(仮称)を道府県税として創設する。
- ・地方消費税の賦課徴収は納税者の事務負担等を勘案して、当分の間、国が消費税と併せて行う。
- ・都道府県はその税収を消費に関連する一定の基準により、都道府県間で清算する。

「税制改革大綱」(自由民主党、日本社会党、新党さきがけ、平成6年9月)(抄)

- ・国の消費税の税率3%を4%に引き上げる。
- ・地方税源の充実のため、地方消費税を創設し、国の消費税額の25%(消費税1%相当)とする。
- ・都道府県は、地方消費税の消費課税としての性格にかんがみ、消費に関連した基準により都道府県間において清算を行う。

平成6年11月 税制改革関連法案 成立

5. 地方消費税

(1) 創設と意義

地方消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めめる道府県税です。活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立って行われた平成6年の税制改革の一環として、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて新たに地方消費税が創設され、平成9年4月から実施されました。現在では、地方行政サービスを支える基幹税目の一つとして大きな役割を果たしています。

(2) 制度の概要

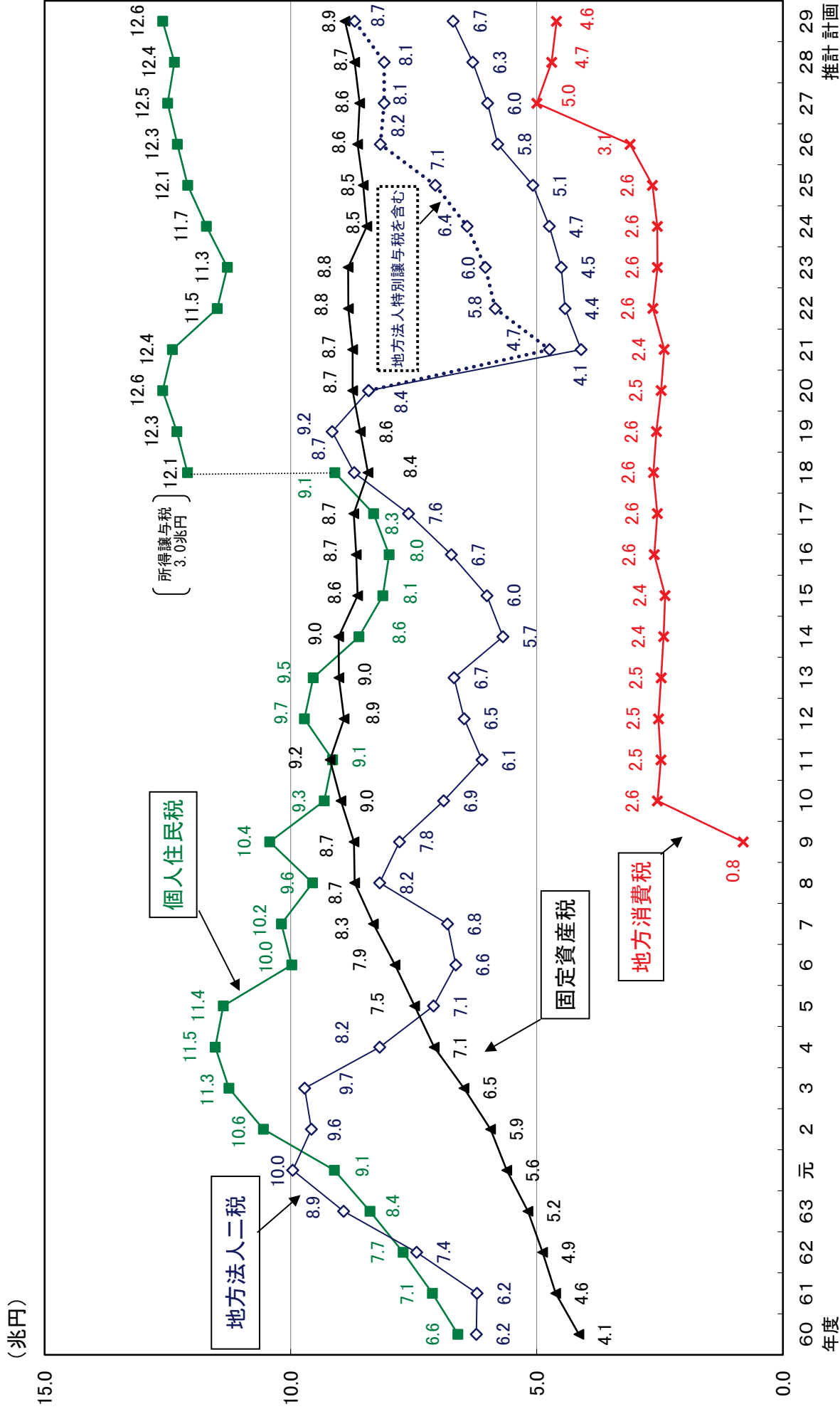
地方消費税は、国の消費税と同様、消費一般に対して広く公平に負担を求めめる税であり、消費税の納税義務者とその納税義務額を課税標準とする税です。
(中略)

地方消費税については、消費税のような多段階累積排除型の間接税を各都道府県の消費課税として仕組む場合には最終消費地と税収の帰属を一致させる必要があることから、そのための仕組みとして、一旦地方消費税として各都道府県に納付された税収について、各都道府県間において消費に相当する額に応じて清算を行うこととされています。

(中略)

地方消費税は、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、また、安定性にも富んでおり、地方分権の推進や少子・高齢化の進展等に伴う幅広い行政需要を賄う税として、重要な役割を果たしています。

主要税目（地方税）の税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。

2 平成27年度までは決算額、28年度は推計額（H28.12時点）、29年度は地方財政計画額である。

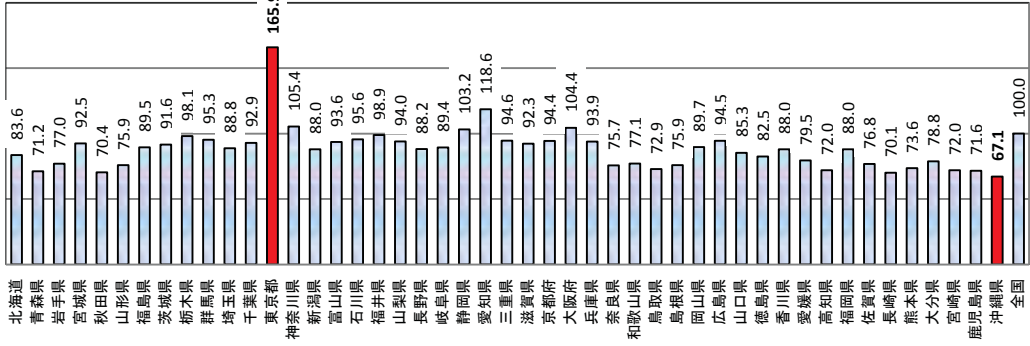
3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。

(㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 2.0兆円

人口一人当たりの税収額の指数(平成27年度決算額)

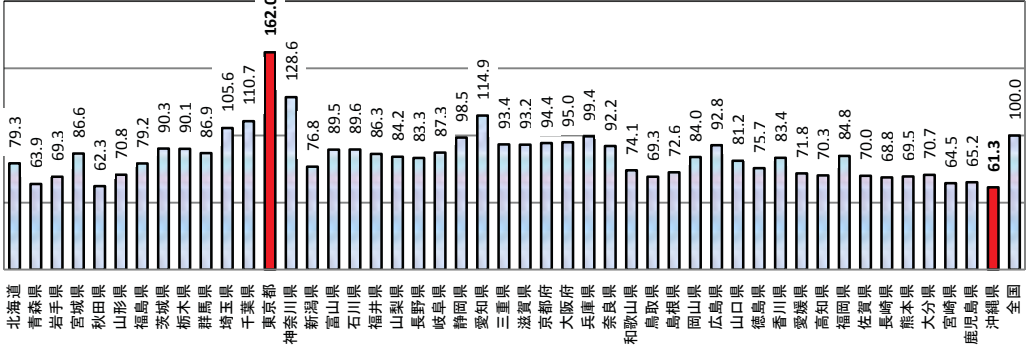
地方税計

最大／最小: 2.5倍



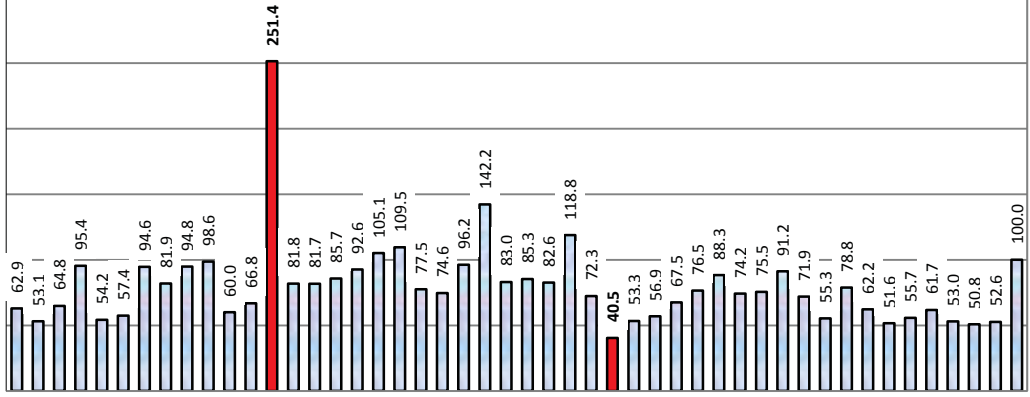
個人住民税

最大／最小: 2.6倍



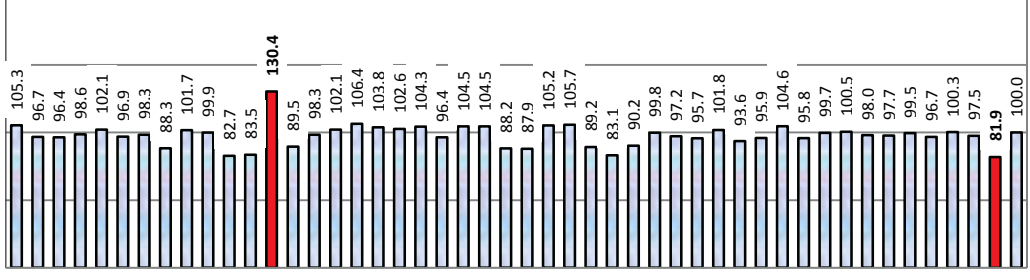
地方法人二税

最大／最小: 6.2倍



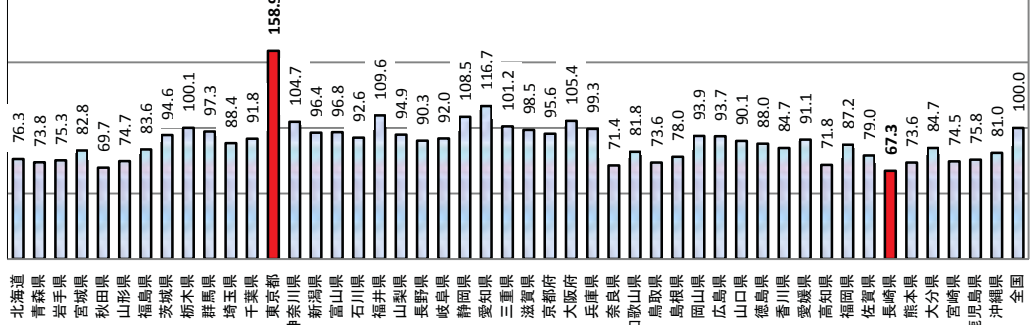
地方消費税(清算後)

最大／最小: 1.6倍



固定資産税

最大／最小: 2.4倍



38.3兆円

12.0兆円

6.0兆円

5.0兆円

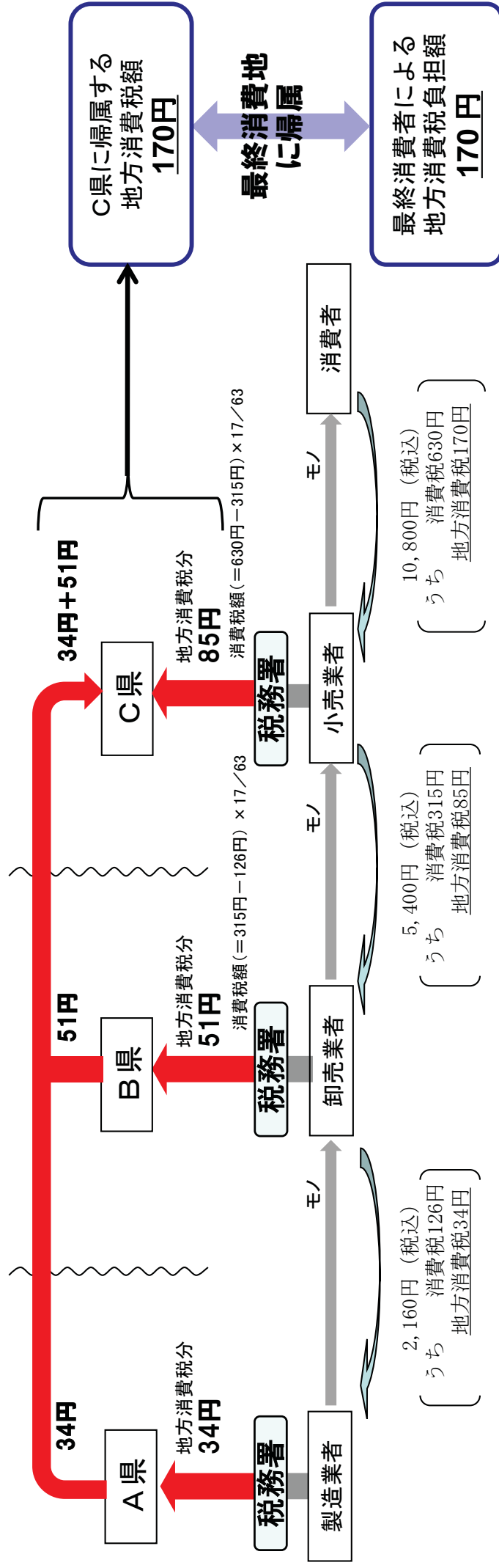
8.7兆円

※上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

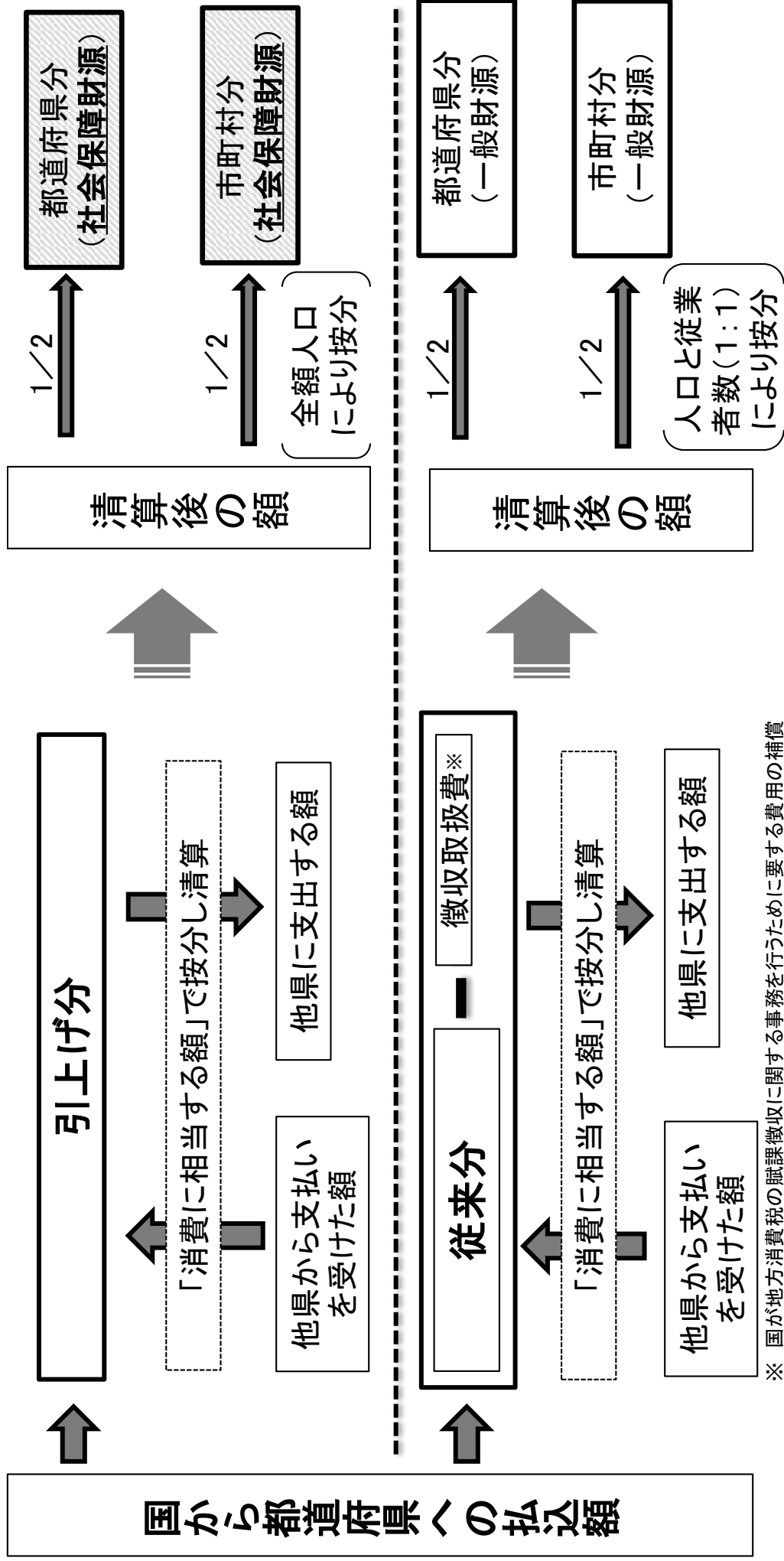
消費税(国・地方)の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算

- 消費税・地方消費税の最終負担者は消費者であり、税収は「最終消費地」(下記C県)に帰属すべき (仕向地原則)。
- しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の各中間段階で、製造業者、卸売業者等により、本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付。
- また、その上で税務署(国)から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる (納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託)ため、「最終消費地」(下記C県)と「税収が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。
- 地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地(ともに下記C県)とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税収を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」しているもの。

【清算のイメージ】



地方消費税率引上げ(社会保障財源化)に伴う対応



※ 国が地方消費税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用の補償

(注1) 「引上げ分」とは、社会保障・税一体改革によって引上げられた地方消費税を指す。
 (注2) 「従来分」とは、引上げ前から存在する地方消費税(1%分)を指す。

【参考】地方税法(市町村についても第2項に同様の規定あり)

(地方消費税の使途)
 第72条の116 道府県は、(略)【地方消費税の引き上げ分】を、消費税法第一条第二項に規定する経費【制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費】その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。(略))に要する経費に充てるものとする。

消費税(国・地方)	5%段階	8%段階	10%段階
地方消費税 (消費税率換算※)	1%	1.7%	2.2%
うち引上げ分	-	0.7%	1.2%
うち従来分	1%	1%	1%

※軽減税率適用時を除く。

地方消費税の清算基準に関する最近の動向

平成29年4月25日

地方消費税の清算基準の見直し（平成27年度改正）

〈見直し内容〉

- ① サービス業に係る統計について、平成24年経済センサス活動調査に基づく調査に置き換えるとともに、事業者の所在地で計上されていると考えられる情報通信業等を除外する。
- ② 人口及びび従業者数を用いる割合について、人口・従業者数ともに12.5%ずつから、人口15%、従業者数10%に変更する。

《改正前》

指 標	ウエイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額 （サービス業基本調査）」 の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	<u>12.5%</u>
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	<u>12.5%</u>



《改正後》

指 標	ウエイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額 （経済センサス活動調査）」 の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	<u>15%</u>
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	<u>10%</u>

第二 平成27年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

8 その他

（地方税）

（2）地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

- ① 消費に相当する額の75%のウェイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、サービス業対個人事業収入額について、サービス業基本調査に基づき定める額から、経済センサス活動調査のサービス業に係る部分（「サービス関連産業B」（「情報通信業」、「土地売買業」、「土地賃貸業」、「賃家業、貸間業」、「旅行業」及び「競輪・競馬等の競走場、競技団」を除く。）及び「医療、福祉」（「社会保険事業団体」を除く。））に基づき定める額に変更する。
- ② 消費に相当する額の25%のウェイトを占める人口及び従業者数について、その割合を1:1から3:2に変更する。

（注）上記の改正は、平成27年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

「平成29年度税財政等に関する提案」(抜粋)

平成28年10月3日
全国知事会

(7) 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っており、清算基準である「消費に相当する額」については、消費指標として「商業統計調査」に基づく「小売業年間販売額」と「サービス業基本調査」に基づく「サービス業対個人事業収入額」の合計額を用い、これらにより把握できない部分については、消費代替指標として「人口」及び「従業者数」をそれぞれ同割合で用いてきたところである。

平成27年度からは、これまでの「サービス業基本調査」に替えて「経済センサス活動調査」に基づく「サービス業対個人事業収入額」が消費指標に用いられることとされ、サービスに係る統計カバー率が上昇することも踏まえ、主にサービスの代替指標と考えられてきた「従業者数」の比率を引き下げ、「人口」の比率を高める等の見直しが行われたところである。

今後も清算基準の見直しにあたっては、社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯に鑑み、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである

「平成29年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」(抜粋)

平成28年11月18日
地方財政審議会

第二 平成29年度地方税制改正等への対応

5 地方消費税

地方消費税は、事業者を納税義務者とし、最終消費者を実質的な負担者として予定する消費型付加価値税であり、その税収を消費の基準に基づいて各都道府県間で清算することで、税の帰属地と最終消費地を一致させることとしている。

この清算基準については、その75%を「商業統計調査」に基づく「小売年間販売額」と、「経済センサス活動調査」に基づく「サービス業対個人事業収入額」の合計額としている。残りの15%は「人口」、10%は「従業者数」としている。

平成27年度税制改正においては、サービス業対個人事業収入額について、平成24年経済センサス活動調査の調査結果に基づくデータ更新を行った際、消費者の最終消費地とは異なる事業者の所在地で収入が計上されていると考えられる業種、すなわち、情報通信業、旅行業等について清算基準に用いるデータから除外した。

今回、平成29年度税制改正においては、小売年間販売額については、新しい商業統計調査結果に基づいてデータ更新を行う必要がある。その際には平成27年度税制改正と同様に、消費者の最終消費地とは異なる事業者の所在地で収入が計上されると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売について、清算基準に用いるデータから除外することが適当である。

地方消費税率の引上げを進める中で、地方財政における地方消費税収の重要性が高まっていることから、地方消費税の清算基準に消費がより正確に反映されるようにすることが望ましい。地方消費税の消費課税としての性格に鑑みて、統計の範囲や精度などに係る今後の動向を踏まえ、税収の変動や制度のわかりやすさにも配慮しつつ、一層の税収帰属の適正化に努めるべきである。

地方消費税の清算基準の見直し（平成29年度改正）

〈見直し内容〉

○ 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

- ① 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外する。
- ② 人口及び従業者数を用いる割合について、人口15%、従業者数10%から、人口17.5%、従業者数7.5%に変更する。

《改正後》

指 標	ウエイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス 活動調査）」の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	<u>15%</u>
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	<u>10%</u>



ウエイト	
	75%
	<u>17.5%</u>
	<u>7.5%</u>

第二 平成29年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

5 その他 （地方税）

（1）地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

- ① 消費に相当する額の75%のウエイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、小売年間販売額について、商業統計の「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額から、「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」による「年間商品販売額」の欄の額を除外した額とする。
- ② 消費に相当する額の25%のウエイトを占める人口及び従業者数について、その割合を3:2から7:3に変更する。

（注）上記の改正は、平成29年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

第三 検討事項

14 地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

「H29年度税制改正後の全国知事会のコメント」(抜粋)

平成28年12月8日
全国知事会

■ 地方消費税の清算基準の見直しについて

地方消費税の清算基準の見直しについて、平成26年度商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外するとされたこと、併せて、清算基準に用いる人口と従業者数の割合を(17.5%(現行15%)、7.5%(現行10%))に変更するとされたことは、清算基準の見直しにあたっては、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとともに、正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきとしてきた全国知事会の提言に沿ったものであり、評価する。

なお、平成30年度税制改正に向けて、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討するとされており、引き続き、地方の意見を踏まえ、より適切な清算基準について検討していただきたい。

地方消費税を巡る最近の国会での議論

平成29年3月22日
参議院総務委員会

(片山虎之助委員)

地方消費税の清算基準を今直そうとしているんですよ。やっぱり地方消費税を人口の少ない方に少し回そうと、大都市圏や東京じゃなくて、基準をいじろうとしているんだよね。それを与党税調ですか、何かの答申に書いていますよね。これは与党税調もしくは何かの答申に書いていますが、これは、いつまでにするというところのあれですか。分かる範囲で答えてください。

(林崎自治税務局長)

地方消費税の清算基準は、地域ごとの消費の実情に即して税収の帰属を決めるというもので、地域ごとの消費をより正しく表すように見直していくということ、これはもともと重要な課題であります。その一環として、平成29年度、商業統計データの更新を伴いまして通信販売分を除いたり、それから従業者数から人口へのウエイトのシフトを実施することとしたところでありまして、今ご紹介のありました与党税制改正大綱の「検討事項」におきましては、「統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高める」方向で検討を進めるとの方針が示されたこととございまして、税収の帰属の適正化を進めるという観点から、理論面・実務面を含めて検討することになっております。これ、三十年代税制改正に向けて検討して結論を得ることになっております。なお、清算基準の見直しは税収の帰属の適正化ということを繰り返して申し上げておきまして、税収格差の是正そのものを目的とするものではございません。

(片山虎之助委員)

しかし、事は税なんですよ。政治的配慮はありますよ。貧乏な財政力が弱いところに税金をたくさん取れるようにしたいというのはあるけれども、やっぱりそれは税としての筋、理屈、経緯、みんなの納得というのが要んですよ。だからそこをどう取るかなんですよ。なるほど、それは一極集中打破ですよ。だから、地方に回すのがいいけれども、筋もくそもなくて回すというの、これもつらいところがある。だからどこに、どの辺にどういうあれでどうするかというの、大きな課題だと思えますよ。これから一番大きな税金は消費税なんだから、地方にとっても地方消費税ですよ。それについては、私は重大な関心を持たないかぬと思っておりますので、特に当事者である総務省には、自治省はよろしくお願いいたします。

地方消費税の清算基準に関する論点

○各都道府県ごとの最終消費額の状況

○各種統計の利用方法

○統計カバー率

売上げ関連の統計（商業統計の小売年間販売額及び経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額）を用いる割合（現行：75%）

○統計カバー外の部分に用いる指標

現行（平成29年改正後）：人口17.5%、従業者数7.5%

○より適切に最終消費の分布を表し得る清算基準のあり方

○その他（市町村交付金 等）

地方消費税に関する検討会のスケジュール（案）

第1回：検討会の運営、進め方

地方消費税制度の概要

地方消費税の清算基準に関する最近の動向 等

第2回：過去の研究の紹介

各種統計の現状・統計改革の動向 等

第3回：外国事例の紹介 等

第4回～ 清算基準の見直しに向けた論点整理

秋頃 検討会としての取りまとめ

（参考）11月頃 地方財政審議会意見

参考資料

平成29年4月25日

(昭 和 5 3 年 当 時) 一 般 消 費 税 (案) の 概 要

項 目	内 容
1. 課税対象	<p>課税対象は、(イ)国内において事業を行う者が対価を得て国内で行う財貨の引渡し及びサービスの提供、(ロ)財貨の輸入とする。</p>
2. 納税義務者	<p>(1)納税義務者は、国内において事業を行う者及び輸入を行う者とする。 (2)小規模零細事業者の除外 年間売上高2,000万円以下の小規模零細事業者については、納税義務を免除する。</p>
3. 課税標準	<p>課税標準は、国内において事業を行う者については売上高 (他の消費税の額を含む。) とし、輸入を行う者については輸入の際の引取価額 (関税及び他の消費税の額を含む。)</p>
4. 税率等	<p>5%の単一税率 (地方消費税を含む。 6. 「新税の地方団体への配分」 参照) とする。 ※ 納付税額は、課税期間中の売上高の合計額に税率を乗じて算出した税額から、同期間中の仕入高の合計額に税率を乗じて算出した税額を控除した額とする。</p>
5. 納税地等	<p>(1)納税地、質問検査権等の規定は、法人税、所得税に準じて設ける。 (2)国税犯則取締法上の間接国税とせず、通告処分制度等を適用しない。</p>
6. 新税の地方団体への配分	<p>(1)新税のうち地方団体へ配分される額の一部を新たに設ける地方消費税 (道府県税、仮称) とする。 地方消費税の課税標準は、納税者の便宜を考慮し、一般消費税 (国税) の税額とする。 (2)これに伴い、都道府県・市町村間の税源配分の見直しを行う。</p>

【出典】昭和53年12月「昭和54年度の税制改正に関する答申
 (一般消費税大綱)」(政府税制調査会)を基に総務省作成

(昭 和 6 2 年 当 時) 売 上 税 (案) の 概 要

項 目	内 容
1. 課税対象	国内において事業者が行う資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる貨物
2. 納税義務者	(課税資産の譲渡等について) 事業者 (課税貨物について) 保税地域から引き取る者
3. 課税標準	(課税資産の譲渡等について) 対価の額 (課税貨物について) 引取価額
4. 税率	5%
5. 納税地	(個人事業者) 住所地 (法人) 本店又は主たる事務所の所在地 ※課税貨物に係る納税地は、当該保税地域の所在地
6. 税額票等	税額票発行事業者 (税額票番号の付与を受けている者をいう。) は、他の税額票発行事業者に対し課税資産の譲渡等を行った場合において、当該他の税額票発行事業者から要求されたときは、税額票を交付しなければならない
7. 仕入れに係る売上額の控除	税額票発行事業者が、課税仕入れ又は課税貨物の引取りについて交付を受けた税額票を保存している場合には、当該課税期間における課税資産の譲渡等における課税資産の譲渡等に係る売上税額の合計額から、当該課税期間において行った課税仕入れ又は課税貨物の引取りに係る売上税額のうち、課税資産の譲渡等を行うために要する部分の売上税額として、仕入れに係る売上税額を控除
8. 売上譲与税	<ol style="list-style-type: none"> ① 譲与割合 売上税の収入額の7分の1 ② 都道府県・市町村の配分比 売上譲与税総額の7分の3を都道府県に、7分の4を市町村に配分 ③ 譲与基準 2分の1の額を人口、他の2分の1の額を従業者数により、それぞれ按分 ④ 使途 使途制限なし

(平成元年度～平成8年度当時)消費譲与税の概要

1 譲与総額
消費税(国税)収入額の1/5に相当する額

2 譲与団体
都道府県及び市町村(特別区を含む)

3 譲与基準

人口(国調人口) 1/4
従業者数(事業所統計) 3/4

* 特別地方消費税の収入状況による補正あり。

譲与総額
(消費税収入
の1/5)

都道府県 6/11

市町村 5/11

人口(国調人口) 1/2

従業者数(事業所統計) 1/2

4 譲与時期
7月・10月・1月・3月

5 使途
条件・制限なし

6 備考
消費税・消費譲与税の導入に伴い、料理飲食等消費税の廃止(特別地方消費税に改組)、娯楽施設利用税の廃止(ゴルフ場利用税に改組)、電気・ガス税の廃止等

(参考)消費譲与税の譲与基準の考え方

平成 6 3 年 1 0 月 2 5 日

衆議院 税制問題等に関する調査特別委員会

(湯浅自治省税務局長)

今回御提案している消費譲与税の配分の問題でございますけれども、これは今回創設を御提案しておりますます消費税との調整対象となっている料理飲食等消費税でございますとかあるいは電気税というような地方間接税の減収を補てんするというようなことなどを含めて創設されるものでございまして、その減収に見合う形で総額の十一分の六を都道府県、それから十一分の五を市町村分という形で配分するものがございます。そして、その配分のやり方としては、この譲与税が設けられました趣旨を考えまして、都道府県分につきましては四分の一を人口、それから四分の三は従業者数という要素で配分をしたい。それから市町村につきましては二分の一ずつの要素でやっていきたいということでございまして、この譲与税のでき上がる趣旨が、間接税が今回廃止あるいは調整されるということを前提にしていることを考えますと、減収額とこの配分額との間に余り大きな変動があるということも好ましいものではないのじやないかということ、今後この配分につきましても検討してまいりたいというふうに考えております。(略)

清算基準に用いている統計について

清算基準に用いている指標	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口	従業者数
統計の名称	「商業統計」	「経済センサス活動調査」	「国勢調査」	「経済センサス基礎調査」
調査実施省庁	経済産業省	総務省・経済産業省	総務省	総務省
調査開始年度	昭和27年度	平成24年度	大正9年度	平成21年度
調査頻度	3年ごと→5年ごと(H9～)→ 経済センサス活動調査の2年後 (H23～)	5年ごと (次回は例外として平成28年)	5年ごと	おおむね5年ごと (調査頻度の決まりはない)
調査対象	卸売・小売業の全事業所	全産業の全事業所(注)	全世帯	全産業の全事業所(注)
調査方法	全数調査	全数調査	全数調査	全数調査
現在使用中の調査	平成26年商業統計調査	平成24年経済センサス活動調査	平成27年国勢調査	平成26年経済センサス基礎調査
内容 (清算基準に関する特徴)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卸売業者による小売販売額、小売業者による小売販売額のそれぞれを把握可能。 ○ 清算基準においては、商品販売形態が「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」であるものの額を控除して用いている(平成29年度改正) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス業基本調査の後継調査。 ○ 清算基準においては、サービス関連産業B(※1)及び医療・福祉に 関する統計を利用 (※1)サービス関連産業B <ul style="list-style-type: none"> ・不動産業 ・宿泊業、飲食サービス業 ・学術研究、専門・技術サービス業 ・生活関連サービス業、娯楽業 等 ○ 土地売買業、情報通信業等の額を除外して用いている(平成27年度改正) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10年ごとの大規模調査だけでなく、その中間年に行われる簡易調査も清算基準に反映させている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所・企業統計の後継調査。

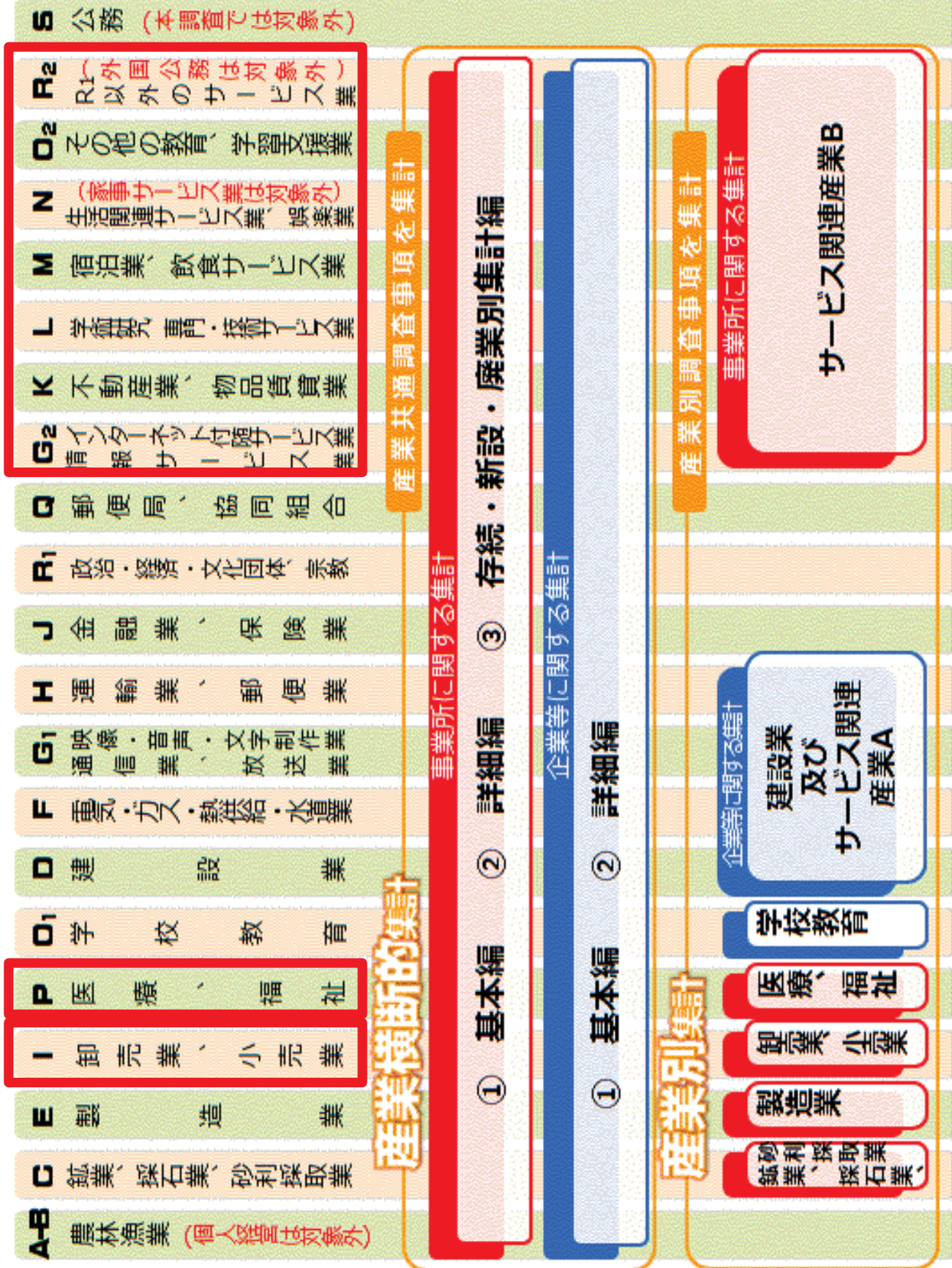
(注) 農業・林業、漁業に属する事業所で個人の経営に係るものを除く。

経済センサス活動調査の調査区分（□部分を清算基準に利用）

（統計局HPを基に作成）

都道府県別の対個人売上データが存在

（1:卸売・小売業は、商業統計を利用）



消費税（国税）の概要

項 目	内 容
1. 課税主体	国
2. 納税義務者	(国内取引) 事業者 (輸入取引) 輸入者
3. 課税標準	(国内取引) 課税資産の譲渡等の対価の額 (輸入取引) 輸入の際の引取価格
4. 税 率	現行 : 6. 3 %
	平成31年10月～ : 7. 8 % <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <軽減税率対象> 酒類・外食を除く飲食料品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞 6. 2 4 % </div>
5. 納付税額の計算	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率 - 仕入税額
6. 輸出免除	輸取出引等(貨物の輸出、国際輸送・通信等)
7. 非課税	土地の譲渡・賃貸・金融・保険、医療、教育、福祉、住宅賃貸等
8. 特例措置	《中小企業に対する特例措置》
	(1) 事業者免税点制度：基準期間（前々年又は前々年事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務を免除する。 (2) 簡易課税制度：基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とできる。
9. 使 途	消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。 (消費税法第1条第2項)
10. 沿 革	平成元年 4 月 消費税法施行 税率 3 %
	平成 9 年 4 月 消費税率(国・地方)を5%に引き上げ(消費税率を3%から4%にし、地方消費税1%を加えた)
	平成 2 6 年 4 月 消費税率(国・地方)を8%に引き上げ